

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月2日提出
【計算期間】	第4期（自平成21年3月7日 至 平成21年9月7日）
【ファンド名】	CAリスク軽減型インカムファンド07-9
【発行者名】	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 青野 晴延
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	梅本 賢一
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5917
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

<当ファンドの特徴>

「ハッピー・ゾーン」は、毎年2回の分配金をお支払いし、一定の条件のもとで償還時の元本を確保する、リスク軽減型ファンドです。

1. 原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・ 設定後約半年後から毎年2月6日及び8月6日の「分配金判定日」¹の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。
- ・ 分配金は、原則として毎年3月6日及び9月6日の決算日¹から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ・ 満期償還時の分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。

¹ 休日の場合は翌営業日

2. 繰上償還判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保で繰上償還²します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。

- ・ 信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日の「繰上償還判定日」³の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、元本を確保⁴して繰上償還になります。
- ・ 繰上償還となった場合には、各繰上償還判定日から1ヵ月後の9月6日及び3月6日を繰上償還日³とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

² 繰上償還とは当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年、最長約5年となります。

³ 休日の場合は翌営業日。

⁴ 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

3. 繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

ケースA) 元本確保判定期間⁵中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%（元本確保レベル）以下に下落しない場合、元本確保⁶プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。

ケースB) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落した場合には、元本確保機能はなくなりま

す。スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の水準によって償還価額が決定します。

日経平均株価の変化率と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。ただし、上限価額は約10,200円となります。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。

従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

5 信託期間約5年のうち、平成19年9月14日（金）から平成24年8月14日（火）の期間です。

6 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、単位型/国内/株式/特殊型（条件付運用型）に属しています。

商品分類表

単位型/ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券 不動産投信	インデックス型
	海外 内外	その他資産 () 資産複合 ()	特殊型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ロング・ショート型 ?絶対収益追求型
その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	その他 ()

（注）当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

・単位型/追加型

「単位型投信」・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

・投資対象地域

「国内」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資

産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・補足分類

「特殊型」・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

・投資対象資産

「債券（その他債券）」・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度

「年2回」・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「日本」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・特殊型

「条件付運用型」・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

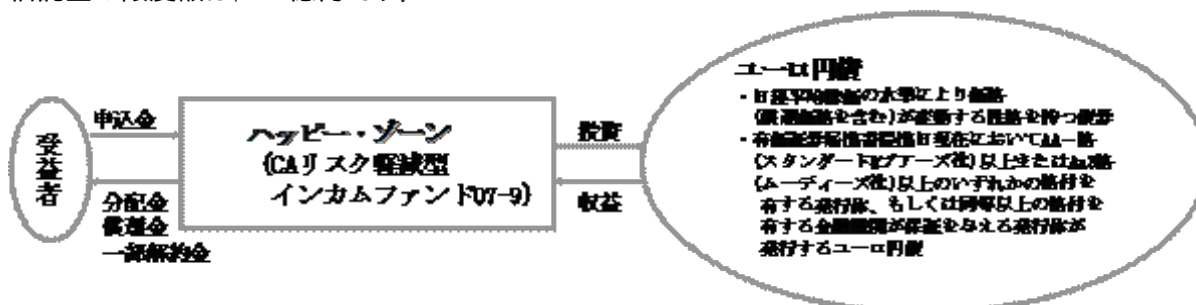
当ファンドは、主として日経平均株価の水準によって償還価格等が決定される債券に投資するため、

「属性区分における投資対象資産」は「債券（その他債券）」となり、「商品分類における投資対象資産（収益の源泉）」である「株式」とは分類が異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

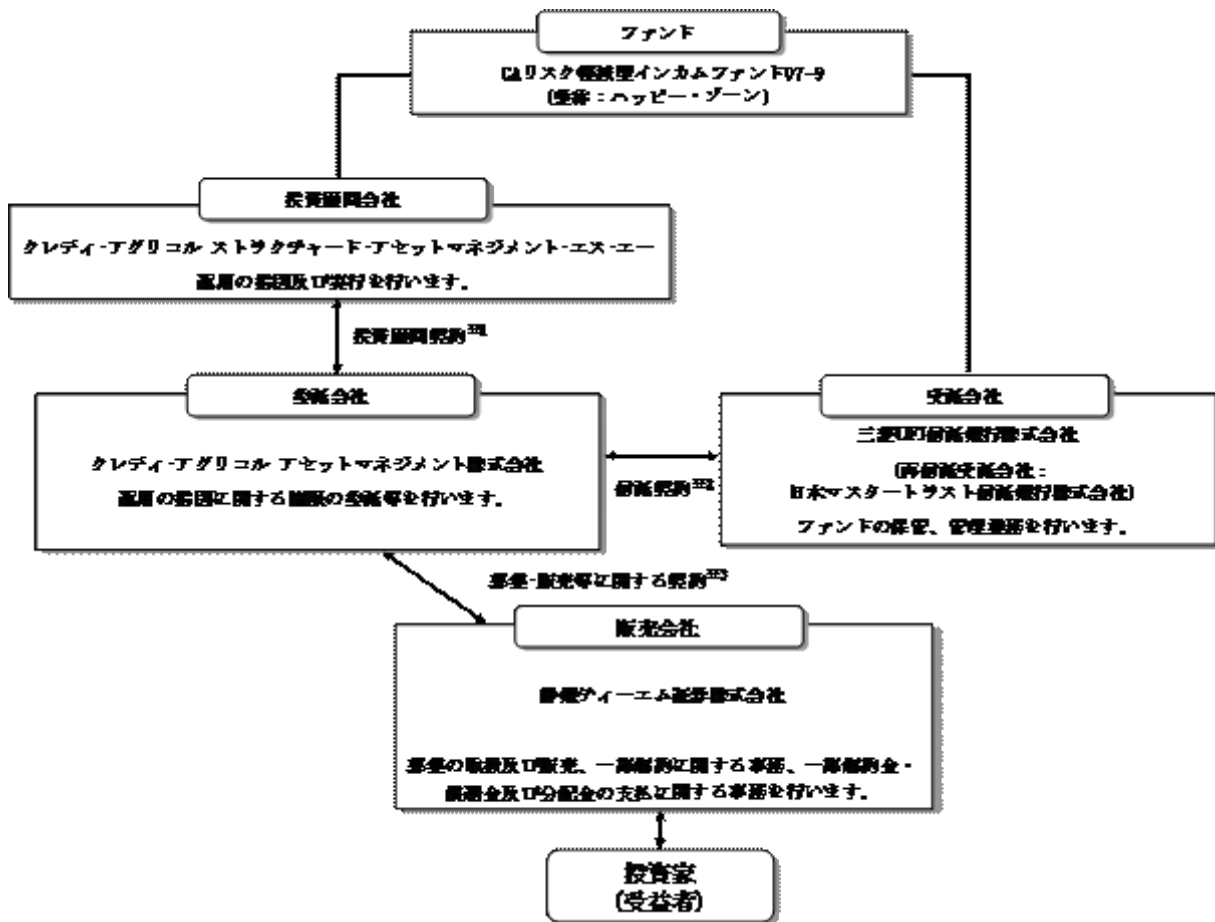
当ファンドの運用指図の権限はクレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の資産運用会社であるクレディ・アグリコルストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーに委託します。

信託金の限度額は、300億円です。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

3 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

* クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーは、関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付で、アムンディインベストメント・ソリューションズに名称変更する予定です。

委託会社の概況

1) 委託会社の資本金

3億円（本書提出日現在）

2) 委託会社の沿革

昭和61年 7月 1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立

昭和63年 6月 8日 証券投資顧問業の登録

平成元年 1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成 2年 7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更

平成 6年 9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更

平成 7年10月 2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更

平成 9年 9月 1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更

平成10年 9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更

平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得

平成13年 4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年 9月30日 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
		(株)	(%)
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015	43,200	100

* クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付でソシエテジェネラル アセット マネジメント（SGAM）と統合し、新会社アムンディ（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテジェネラルが25%）となる予定ですが、所有株式数・所有比率に変更はありません。

4) 現況

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

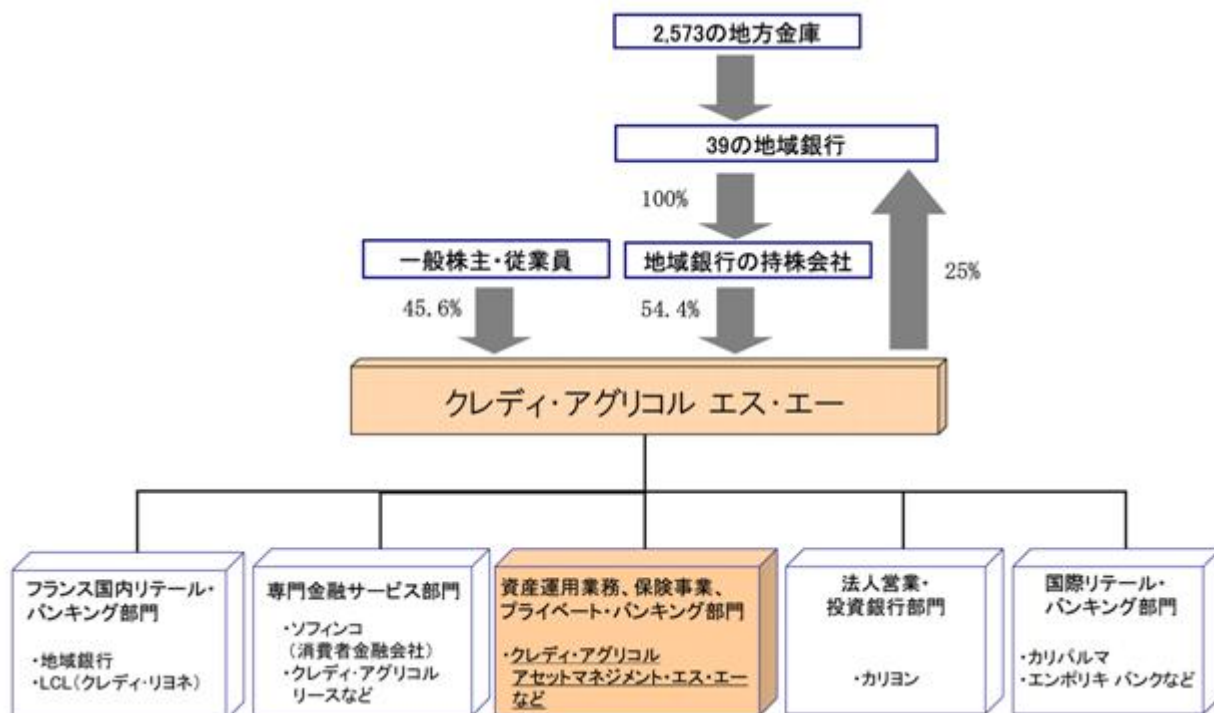
クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコルエス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク 1（地銀39行、従業員数約89,000人、11,850支店 2）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA - 格、ムーディーズ社：Aa1格、フィッチ社：AA - 格 3）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

- 1 自己資本(第一分類)は716.81億米ドル(出所：The Banker, July 2009)に基づきます。
- 2 2008年12月末現在
- 3 2009年 6月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの組織図>



* 上記は、2008年7月末現在の組織図です。なお、組織図内の各比率は出資比率です。

** クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付でソシエテジェネラル アセット マネジメント (SGAM) と統合し、新会社アムンディ (持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%) となる予定です。

<クレディ・アグリコル・グループの沿革>

1894年 相互組織形態の地方金庫として設立 (明治27年)

1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル (CNCA (全国農業信用金庫)) の設立

1986年 プレディカ (Predica (生命保険会社)) の設立

1988年 金融持株会社に転換 (政府保有分90%を地域銀行に売却。残りは従業員持株)

1990年 パシフィカ (Pacifica (損害保険会社)) の設立

1996年 インドスエズ銀行 (1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門) を買収

1999年 ソフィンコ (SOFINCO (消費者金融会社)) を買収

2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコルエス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開

2002年 フィナレフ (FINAREF (消費者金融会社)) を買収

2003年 クレディ・リヨネを買収

《クレディ・アグリコルストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー 概要》
クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（フランス）は、クレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社として、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）から独立して、2005年9月1日に設立されました。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）と同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、同社にてストラクチャード商品等を提供します。

関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付で、アムンディ インベストメント・ソリューションズに名称変更する予定です。

関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付でソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）と統合し、新会社アムンディ（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテジェネラルが25%）となる予定です。

《クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャード商品、アジア株式、SRI（社会的責任投資）関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、主として日経平均株価 の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

国内外の高格付の円建債券を主要投資対象とします。

当ファンドは、元本確保判定期間中の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対する元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値の変化率）と償還時の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）により、価格（償還価格を含む）が変動する性格を持ち、かつ償還価格に上限のある円建債券を主要投資対象とし、当該円建債券の価格に応じて当ファンドの償還価額が決まるように運用され

ます。

- 1) 主要投資対象とする円建債券は、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を投資適格として投資対象とすることを基本とします。
- 2) 投資する円建債券は、信託期間内に償還する利付債券で、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を有しています。
当該債券の利子相当金額は主に収益分配金の支払に充当されます。
- 3) 当ファンドは当該債券を可能な限り高位に組入れますが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。
- 4) 当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- 5) 信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行わず、組入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。
- 6) 投資した円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格（時価）は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、後記 に定める償還時基準価額の計算方法は適用されません。

著しく劣化した場合等とは、当該債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用格付が投機的格付となり、将来の債務不履行リスクや倒産の可能性が高まったと判断される場合などが想定されます。

分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回 ）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。

予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

繰上償還判定日（設定後約1年後から半年毎に1回 1）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「償還基準レベル」）以上であった場合には、元本確保プラス分配金相当額 2（1口当たり約10,200円（税引前））で繰上償還します。

1 予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

* 東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

2 当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、繰上償還時に繰上償還価額の一部として支払われるものです。

繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

- 1) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も一定水準（「元本確保レベル」）以下に下落することがなかった場合、元本確保（1口当たり約10,000円）プラス分配金相当額 （平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して分配基準レベル以内の下落であれ

ば約200円（1口当たり/税引前）、分配基準レベルを超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）で償還します。

当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還時に満期償還価額の一部として支払われるものです。

- 2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも元本確保レベル以下に下落した場合、元本確保機能はなくなります。日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）で償還します。ただし、上限価額は約10,200円（1口当たり/税引前）となります。

* 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較してマイナス40%以下に下落した場合でも、繰上償還判定日に一度でも日経平均株価終値が「償還基準レベル」以上に達した場合は、元本を確保して繰上償還します。

資金動向、市況動向、日経平均株価の改廃、運用に関連する法令・税制・会計基準の改正・変更及びその他の特殊な状況等によっては、前記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

当ファンドの運用指図の権限は、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー に委託します。

関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付で、アムンディ インベストメント・ソリューションズに名称変更する予定です。

ファンドの仕組

《ファンド用語》

分配金判定日	設定後約半年後から毎年2月6日と8月6日（休日の場合は翌営業日）。
分配基準レベル	分配金判定日における日経平均株価終値が当該レベル（スタート日経平均株価のマイナス20%）以内の下落であるか、当該レベルを超えて下落したかに応じて分配金額が決定します。
繰上償還判定日	設定後約1年後から毎年8月6日と2月6日（休日の場合は翌営業日）。
繰上償還	当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年、最長約5年となります。

償還基準レベル	繰上償還判定日における日経平均株価が当該レベル（スタート日経平均株価の-0%）以上であれば、繰上償還が決定となります。
スタート日経平均株価	設定時の基準となる日経平均株価。 平成19年9月11日（火）、12日（水）、13日（木）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。 当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。
ファイナル日経平均株価	繰上償還せずに満期償還となる場合で、かつ元本確保機能がなくなる場合のみに参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。 平成24年8月15日（水）、16日（木）、17日（金）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。
日経平均株価の変化率 （上昇率または下落率）	スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）。 計算式： $\left[\frac{\text{ファイナル日経平均株価} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$ 償還時基準価額計算の際の日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）については前記数式で算出された数値を四捨五入せずに適用します。
元本確保判定期間	スタート日経平均株価決定後の翌営業日からファイナル日経平均株価参照期間開始日の前営業日（平成19年9月14日（金）～平成24年8月14日（火））の期間となります。 当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しなければ、償還価額は元本確保となります。 平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。

当該期間中に金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、参照期間や判定日が変更される場合があります。

* 東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

当ファンドのスタート日経平均株価、分配基準レベル、償還基準レベル及びファイナル日経平均株価については、確定後に、委託会社が販売会社を通して書面にて受益者にご報告致します。

《分配金判定日、分配基準レベル及び分配金支払開始日》

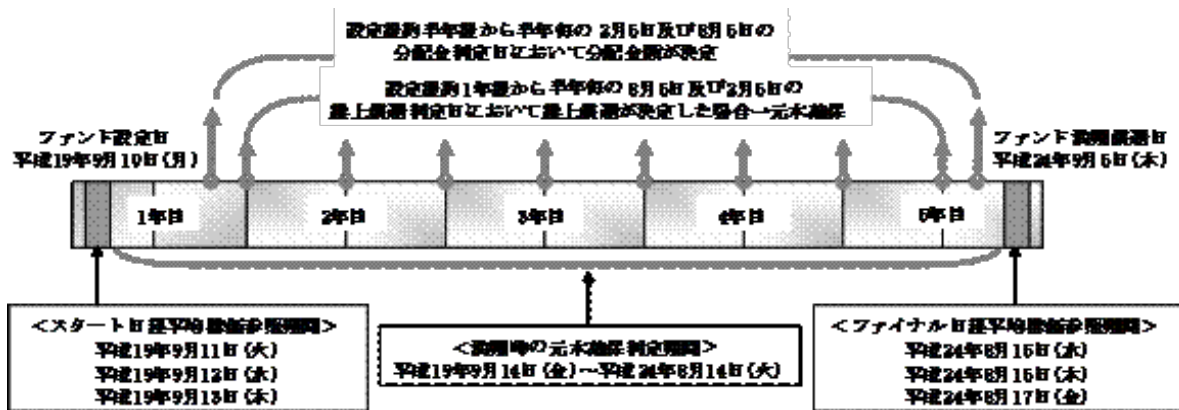
分配金判定日 （設定後約半年後から毎年2回（2月6日と8月6日、休日の場合は翌営業日））	分配基準レベル （スタート日経平均株価と比較して）	分配金支払開始日
平成20年2月6日（水）	-20%以内の下落の場合は約200円 -20%を超えて下落した場合は約20円 1口当たり / 税引前	原則として決算日から 起算して5営業日までに 支払開始
平成20年8月6日（水）		
平成21年2月6日（金）		
平成21年8月6日（木）		
平成22年2月8日（月）		
平成22年8月6日（金）		
平成23年2月7日（月）		
平成23年8月8日（月）		

平成24年2月6日（月）	
平成24年8月6日（月）	

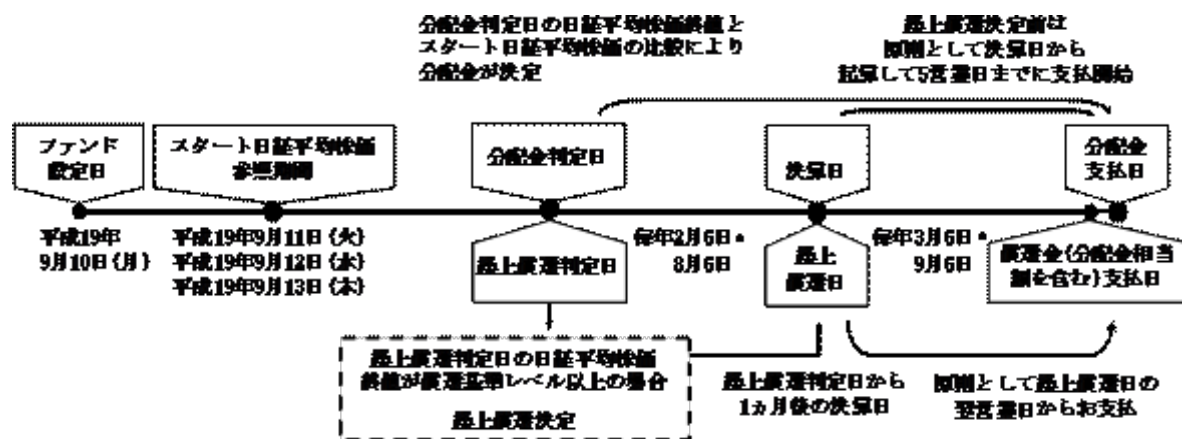
《繰上償還判定日、償還基準レベル及び繰上償還日》

繰上償還判定日 (設定後約1年後から毎年2回(2月6日と8月6日、休日の場合は翌営業日))	償還基準レベル (スタート日経平均株価と比較して)	繰上償還日
平成20年8月6日（水）	-0%以上の場合は繰上償還	平成20年9月8日(月)
平成21年2月6日（金）		平成21年3月6日(金)
平成21年8月6日（木）		平成21年9月7日(月)
平成22年2月8日（月）		平成22年3月8日(月)
平成22年8月6日（金）		平成22年9月6日(月)
平成23年2月7日（月）		平成23年3月7日(月)
平成23年8月8日（月）		平成23年9月6日(火)
平成24年2月6日（月）		平成24年3月6日(火)

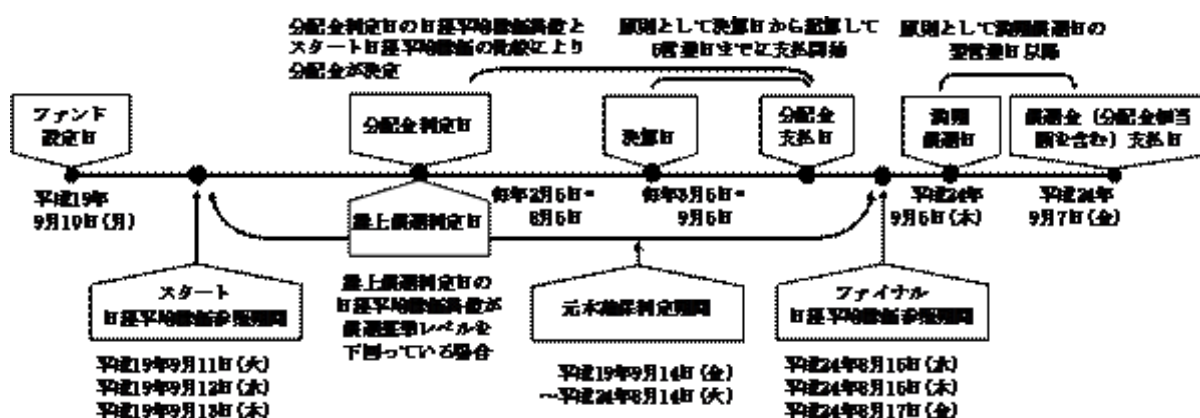
《当ファンドのスケジュール》



《繰上償還の場合》



《満期償還の場合》



- * 当ファンド設定から約半年後（平成20年2月）と約5年後（平成24年8月）は、分配金判定日だけとなり、繰上償還判定日は設けません。各判定日から1ヵ月後に決算は行いますので、分配金をお支払いします。元本確保判定期間中に日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較してマイナス40%以下に下落した場合でも、繰上償還判定日に日経平均株価終値が「償還基準レベル」以上に達した場合は、元本を確保して繰上償還します。
- 当ファンドの判定日、決算日、繰上償還日が休日の場合は翌営業日となります。
- 当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

《分配金》

原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・半年毎に約20円または約200円の分配金をお支払いします。
- ・設定後約半年後から毎年2月6日及び8月6日の「分配金判定日」の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約20円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。

当ファンドの第1回目分配金は平成20年2月6日に200円（1口当たり/税引前）に決定しました。
 当ファンドの第2回目分配金は平成20年8月6日に200円（1口当たり/税引前）に決定しました。
 当ファンドの第3回目分配金は平成21年2月6日に20円（1口当たり/税引前）に決定しました。
 当ファンドの第3回目分配金は平成21年8月6日に20円（1口当たり/税引前）に決定しました。

- ・分配金は、原則として毎年3月6日及び9月6日の決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円

<分配金は>

- *分配金額は原則として1口当たりの金額(税引前)です。
- *当ファンドが投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。
- *当ファンドでは、分配金の再投資を行いません。
- *繰上償還が決定した場合、当期にかかる分配金は分配金相当額(約200円)となり、繰上償還価額の一部としてお支払いします。
- *満期償還時の分配金相当額(約20円または約200円)は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- *繰上償還が決定した場合、当該決算におけるお支払いが最後となり翌期以降に対する分配金は支払われません。
- *お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。
- *前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。
- *この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

《償還の仕組み》

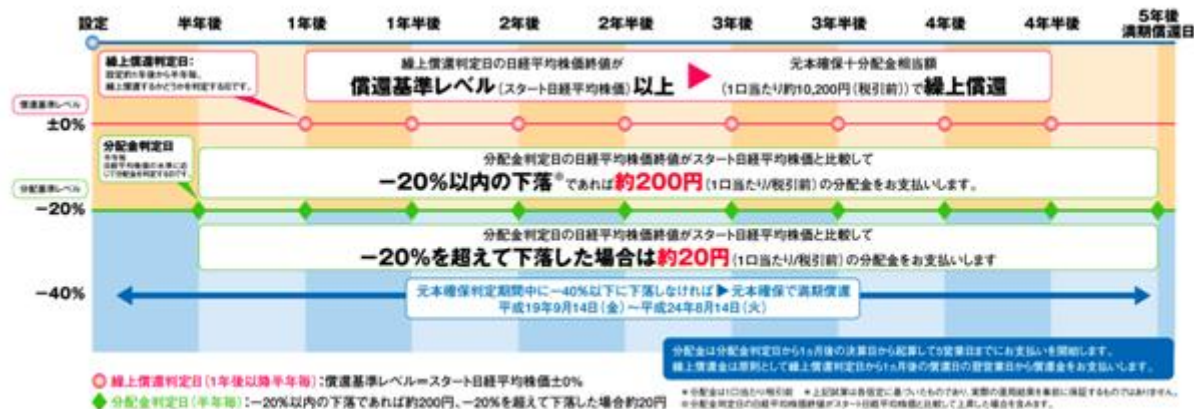
判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保で繰上償還します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。

- ・信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日の「繰上償還判定日」(休日の場合は翌営業日)の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、元本を確保(1口当たり約10,000円)して繰上償還になります。
- ・償還基準レベルはスタート日経平均株価となります。
- ・繰上償還になった場合の分配金相当額は、償還価額の一部としてお支払いします。繰上償還金は繰上償還日の翌営業日からお支払いします。
- ・繰上償還になった場合、それ以降の期に対する分配金は支払われません。

「繰上償還判定日」の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば元本確保で繰上償還となります。

〔イメージ図〕



*前記償還価額は、税引前となっております。

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

*当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

線上償還になるかどうかの判定が行われる日（線上償還判定日）は、当ファンド設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日（休日の場合は翌営業日）の各一日だけです。当該線上償還判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該線上償還判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ線上償還とはなりません。

《線上償還の場合》

各線上償還判定日における日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上の場合 元本確保（1口当たり約10,000円）で償還します。

$$\text{償還価額 (1口当たり/税引前)} = \text{元本確保 (約10,000円)} + \text{分配金相当額 (約200円)}$$

← **方**
線上償還になるまでの分配金

- ・当ファンドの線上償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。
- ・線上償還となった場合には、各線上償還判定日から1ヵ月後の9月6日及び3月6日（休日の場合は翌営業日）を線上償還日とし、原則として線上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

*線上償還の場合、線上償還判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還価額は1口当たり約10,200円（元本確保+分配金相当額）を超えて上昇することはありません。

《満期償還の場合》

繰上償還せずに満期償還となる場合は、元本確保判定期間の日経平均株価終値またはファイナル日経平均株価の水準次第で、満期償還価額が決定します。満期時の元本確保の条件は、元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しないことです。

当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

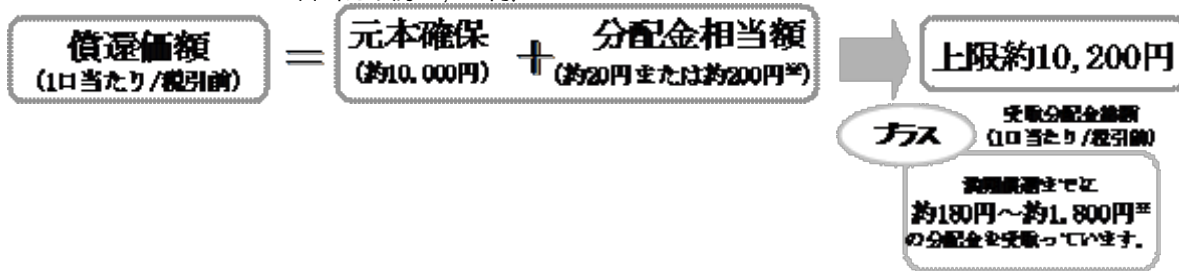
ケースA) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して

一度も**マイナス40%** (=元本確保レベル) ¹以下に下落しなかった場合
元本確保 ²プラス分配金相当額で償還します。

$$\text{※1 計算式: } \left[\frac{\text{元本確保判定期間中における 日々の日経平均株価終値} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$$

*スタート日経平均株価とファイナル日経平均株価の変化率は、関係ありません。元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値のみをスタート日経平均株価と比較します。

² 1口当たり約10,000円。



分配金及び分配金相当額は、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落するかしないかに応じて決定します。

ケースB) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して

一度でも**マイナス40%以下**に下落した場合

元本確保機能はなくなります。

日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額で償還します。ただし、上限価額は約10,200円となります。

*マイナス40%ちょうど下落した場合は、ケースB)に該当します。



分配金及び分配金相当額は、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日

経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落するかしないかに応じて決定します。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

- ・当ファンドの満期償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。
- ・満期償還金は、原則として満期償還日（平成24年9月6日）の翌営業日からお支払いします。

* 満期償還の場合、ファイナル日経平均株価がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還価額は1口当たり約10,200円（元本確保 + 最終回分配金相当額）を超えて上昇することはありません。

<ケースBの例：日経平均株価の変化率と償還価額例（1口当たり / 税引前）>

日経平均株価の変化率	+10%	-0%	-10%	-20%	-30%	-40%
償還価額	約10,000円	約10,000円	約9,000円	約8,000円	約7,000円	約6,000円

分配金相当額を含みません。

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

<ご参考：概算分配金・償還金受取例>

お申込金額1,000,000円（100口）でお買付した場合

お申込金額	=	投資元本
¥1,000,000		¥1,000,000

*お申込手数料等及び控除税額等の他費用は考慮してあります。
*お口数は100口限有します。

繰上償還の場合（設定後約1年後、約1年半後、約2年後、約2年半後、約3年後、約3年半後、約4年後、約4年半後に繰上償還となる可能性があります）

償還年	繰上償還金額	繰上償還金額	繰上償還金額	繰上償還金額	繰上償還金額	繰上償還金額	繰上償還金額
約1年後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約1年半後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約2年後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約2年半後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約3年後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約3年半後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約4年後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
約4年半後	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000

上記表中においては、税引前償還金額には税引前分配金相当額を含み、税引後償還金額には税引後分配金相当額を含みます。

満期償還の場合（償還日：平成24年9月6日）

ケースA) 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度も - 40%以下に下落しない場合 元本確保となります。

日経平均株価 の変動率	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間
変動率 0%	パターン①(最大)	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
	パターン②(最小)	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000

ケースB) 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合 償還額は日経平均株価の変動率次第となります。

日経平均株価 の変動率	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間	元本確保判定期間
0%	パターン①(最大)	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
	パターン②(最小)	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
-10%	パターン①(最大)	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000
	パターン②(最大)	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000	¥900,000

パターン①(最大)： 償還日当日の終値が日経平均株価終値から10%以上下落しなかった場合
パターン②(最小)： 償還日当日の終値が日経平均株価終値から10%以上下落した場合
上記表中に示す通り、元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度も - 40%以下に下落しない場合、元本確保となります。

満期償還金については、投資元本の超過分に対してのみ、20%の税金が課されます。前記試算において、ケースA)及びケースB)の場合で日経平均株価変動率が0%の場合において課税されます。

*前記数値は、日経平均株価と評価額等の関係をご理解いただくために作成したイメージ図であり、実際の損益を表

すものではありません。

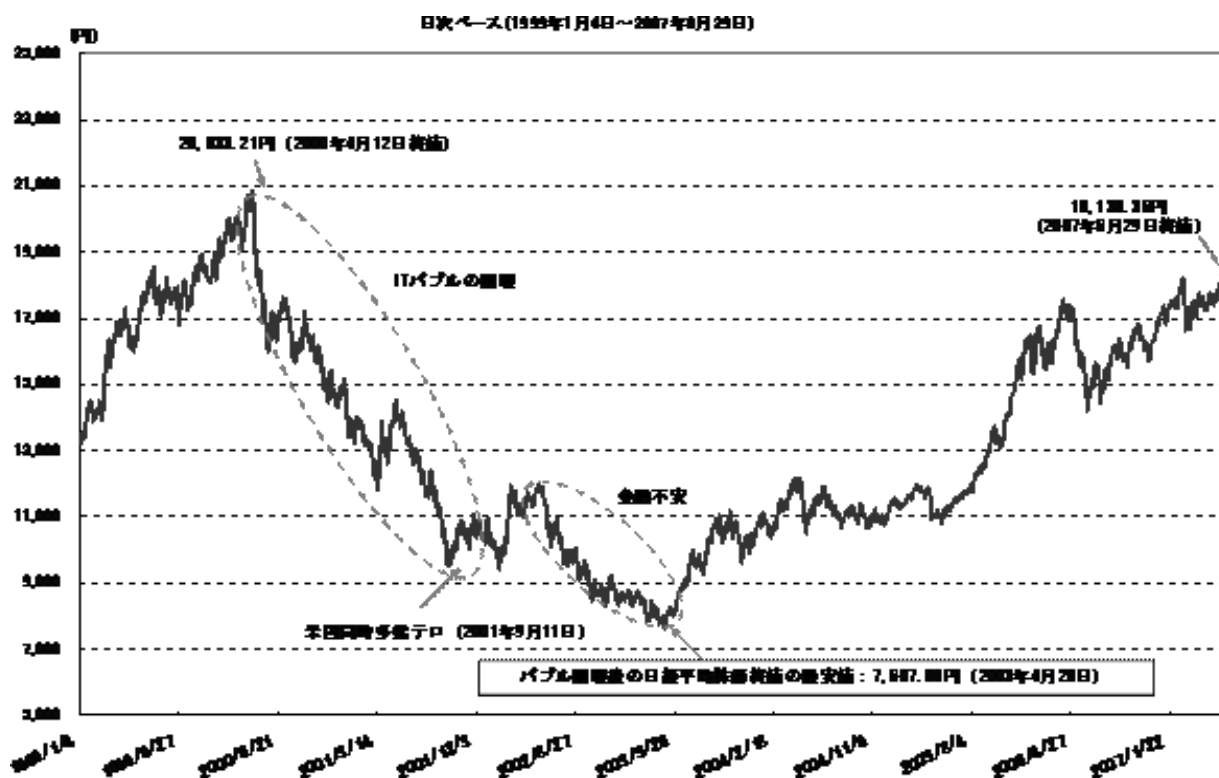
*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

*前記数値は、有価証券届出書提出日現在の個人の受益者に対する課税としての税率で試算しておりますので、収益分配金ならびに途中解約時及び償還時の元本超過額には、平成21年3月31日までは10%、平成21年4月1日以降は20%の税金が課されることを前提として試算しております（税法の変更により前記税率は変更されております。税法が変更・改正された場合は、前記内容が変更になることがあります）。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

《日経平均株価の推移》



*前記グラフの日経平均株価のデータは日次ベースです。

（ブルームバーグ等のデータに基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成）

*前記のグラフは過去のデータに基づき作成したものであり、将来を予測・保証するものではありません。

＜ご参考：スタート日経平均株価とそのスタート日経平均株価から20%ならびに40%下落した日経平均株価の水準＞

スタート日経平均株価の例	19,500円	19,000円	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円
20%下落した日経平均株価の水準	15,600円	15,200円	14,800円	14,400円	14,000円	13,600円
40%下落した日経平均株価の水準	11,700円	11,400円	11,100円	10,800円	10,500円	10,200円

*前記のスタート日経平均株価は説明のための例であり、実際のスタート日経平均株価とは異なります。

*実際のスタート日経平均株価は、平成19年9月11日（火）、12日（水）、13日（木）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値となります。

*当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

《主要投資対象とする円建債券の概要》

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の概要は、後記の通りです。

発行情報

発行体	<p>有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体、発行体は後記の通りです。</p> <p>ドイツバンク・アーゲー・ロンドン（Deutsche Bank AG London）： ドイツ最大、世界でも有数のユニバーサル・バンキング・グループであるドイツ銀行グループに属します。ドイツバンクは、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、資産運用業務等幅広い金融業務を展開しています。ドイツバンクの格付は、A + 格（スタンダード&プアーズ社）、Aa1格（ムーディーズ社）（2009年11月10日現在）です。</p> <p><ドイツバンク主要財務データ></p> <table border="1" data-bbox="507 745 1082 1039"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ROE</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>総収益</td> <td>約5.0兆円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>約1.0兆円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>約329.2兆円</td> </tr> <tr> <td>支店数</td> <td>1,889</td> </tr> <tr> <td>（うちドイツ国内）</td> <td>（989）</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>78,291</td> </tr> <tr> <td>（うちドイツ国内）</td> <td>（27,779）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ROE（株主資本利益率）は、平均株主持分合計利益率（税引後）を使用。</p> <p>換算レート：1ユーロ = 163.00円、出所：Deutsche Bank - Annual Report 2007</p>		2007年	ROE	18.0%	総収益	約5.0兆円	当期純利益	約1.0兆円	総資産	約329.2兆円	支店数	1,889	（うちドイツ国内）	（989）	従業員数	78,291	（うちドイツ国内）	（27,779）
	2007年																		
ROE	18.0%																		
総収益	約5.0兆円																		
当期純利益	約1.0兆円																		
総資産	約329.2兆円																		
支店数	1,889																		
（うちドイツ国内）	（989）																		
従業員数	78,291																		
（うちドイツ国内）	（27,779）																		
債券の種類	円建債券 / 利付債 （ユーロ市場で発行される円建債券、為替リスクは有しません）																		
償還期限	約5年以内																		
1券面あたりの額面	100,000円																		

円建債券の特色

日経平均株価のオプション を内包しており、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性質を有しています。複数のオプションの合成により、償還時の損益が予め決められた数値になるよう設計されています。

「オプション取引」とは、予め定められた期日あるいは期間内に予め定められた価格で有価証券等を売買する選択権付取引のことで、一定期間内に特定の価格で売買する権利を、プレミアム（オプション価格）の受払によって行う取引をいいます。

(2) 【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第20条に定めるものに限り）

八．金銭債権

二．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
- 6）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
- 8）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
- 9）特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）の証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
- 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
- 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
- 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
- 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
- 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
- 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
- 21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券及び12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券及び14)の証券(ただし、投資法人債券を除きます)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

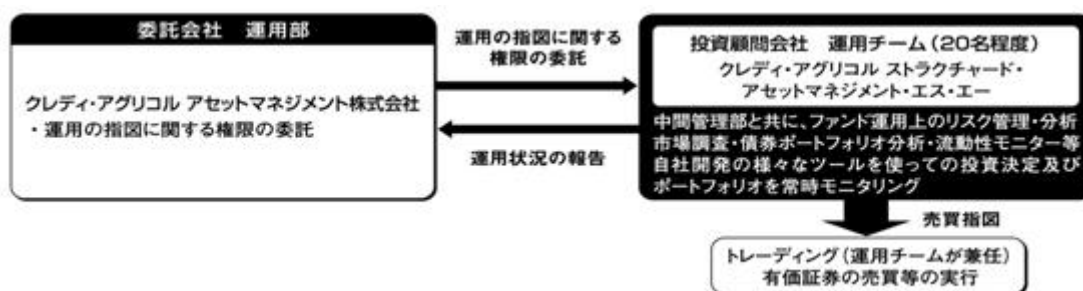
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

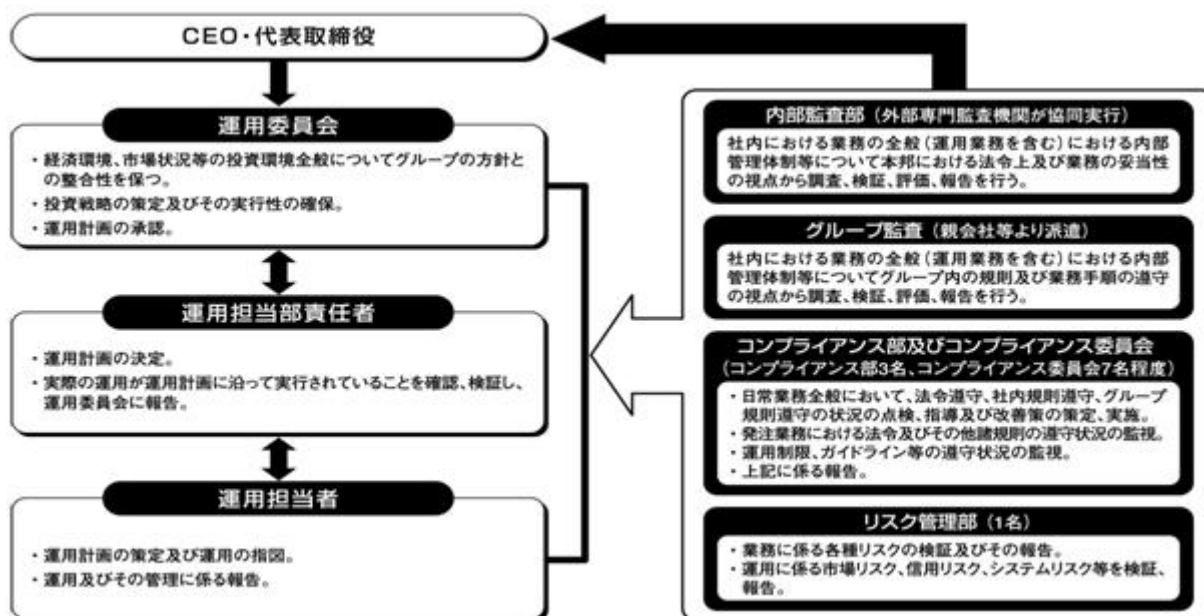
(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 資金の借入れに係る業務規則等



《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドの運用においては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、当ファンドの運用の委託先であるクレディ・アグリコルストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資目的、投資対象、配分方針等を確保しているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定しますが、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金のお支払いを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

() 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。

() 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額。

() 委託会社は前記()()の収益分配方式に従い収益分配を行います。分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金のお支払いを目指します。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は、翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。

2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとしま

す。

- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限

1) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

2) 株式への投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への投資は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

3) 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

(a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ)ならびに外国の取引所等(外国における店頭市場を含みます)におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価

額で評価するものとします。

- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) 金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付けの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の . . . の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- ・ 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ・ 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売りの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をするこ

とができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13) 受託者による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続

することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドは、全信託期間（繰上償還または満期償還まで）にわたってご投資頂くことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中解約による売買差益の追求等には適しておりません。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主なリスクです。

一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

市場リスク

- ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落または市場金利の上昇等によっては、価格が下落する傾向があります。このため、日経平均株価が下落または市場金利が上昇した場合等には、当該債券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

破産または債務不履行

- ・ 相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・ 債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が可能ない場合にも、不利な変動をするおそれがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。

- ・当ファンドは、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を高位に組入れ、その債券の価格が日経平均株価の変化率に応じて決定されます。発行体の選別に関しては、クレディ・アグリコルストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが慎重に行います。しかしながら、債券を発行する発行体、もしくは保証を与える金融機関が倒産及びその他の理由により当該債券の利息及び償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスク（信用リスク）を有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったときには、当該債券の価格は大きく下落するまたは償還金が支払われなくなる可能性があることから、当初元本を大幅に下回る可能性があります。
- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格（時価）は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- ・一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・当ファンドが主に投資する円建債券は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の発行体が前記 に記載した状況となった場合、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

政治的リスク

ある国の政治状況が、当ファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果として当ファンドの基準価額にも影響がもたらされることがあります。

特定の債券への銘柄集中によるリスク

- ・当ファンドは、原則として円建債券を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があり、これによって基準価額が下落することが考えられます。
- ・スタート日経平均株価決定後に円建債券が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがあります。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。当ファンドは、繰上償還の場合に元本確保機能があります。また、元本確保判定期間において、日々の日経平均株価終値が、予め決められた一定水準以下に下落しない場合は、償還時の元本確保機能がありますが、一定水準以下に下落した場合には、償還時基準価額は日経平均株価と同じ率で変化した価額プラス分配金相当額となり、元本確保機能がなくなります。具体的には、元本確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落した場合、当初元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドが投資する円建債券は性質上、株価上昇時の償還価格には上限（当ファンドの基準価額ベースで約10,200円）があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、上昇メリットを十分に享受できませんのでご注意ください。

最終回分配金相当額を考慮した場合、

目標収益分配金額に関するリスク

- ・当ファンドが、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いしめすと表示している目標収益分配金額は平成19年6月27日時点において目標としている運用成果であり、将来の市場環境等により変更されることがあります。
- ・表示されている目標収益分配金額は将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ・日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制及び会計基準等の変更により、表示されている目標収益分配金額の支払が予定通り行われなくなる場合があります。

解約制限

- ・当ファンドは、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約（特別解約）の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、途中解約の申込の受付が中止されることがあります。なお、途中解約の際には信託財産留保額0.5%が差引かれます。
*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。
- ・当ファンドは、繰上償還日における元本の確保及び満期償還日における元本損失リスクの軽減を目指して運用されますが、信託期間中の途中解約の際に適用される価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出したものとなり、実勢での取引となるため、日経平均株価の水準に関わらず当初元本を割り込むことがあります。
- ・信託期間中に途中解約される場合、各種リスク要因により当ファンドの基準価額が変動するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・当ファンドは毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)が可能です。解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても当初元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因になります。

デリバティブ取引に伴うリスク

- ・当ファンドは、金融派生商品に投資することがあります。金融派生商品とは、その価値が組入資産、指標金利に由来し若しくは派生する金融契約形態です。組入資産及び指標金利には、債券、株式、金利、為替レート、債券指標、株式指標が含まれます。
- ・金融派生商品は、運用の専門家が適正に利用することで有効な運用手段となりえますが、金融派生商品は伝統的な運用資産への投資に伴うリスクとは異なる、より大きなリスクを伴うことがあります。金融派生商品にかかるリスクとしては、市場リスク、経営リスク、信用リスク、流動性リスク及びレバレッジリスクが挙げられます。
- ・オプション及び先物を含む投資資産のリスクは非常に高いといえます。
- ・オプション取引においては、短期間のうちに全ての投資額を失うこともあり得ます。特に、理論上コール・オプションの発行は無限大にリスクを広げることになります。
- ・先物の価格は非常に変動しやすいといえます。先物取引において通常要求される低い証拠金額のため、典型的な先物取引口座ではレバレッジの程度が非常に高くなります。その結果、先物契約における比較的小さな価格の変動が大きな損失を生じることがあります。
- ・運用に活用されるデリバティブは、信託財産の価値が無意味に変動するのを防ぐという役割を担っているということが指摘されます。利益を相殺すれば、このような戦略により損失のリスクは軽減されますが、完全にリスクを回避することは不可能です。

日経平均株価の銘柄構成入替えのリスク

日経平均株価の銘柄構成変更（平成12年4月には30銘柄の入替え実施がありました）、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、当ファンドの償還価額の決定方法に変更はありません。また、将来、日経平均株価が消滅する可能性もあります。その場合、委託会社の判断で円建債券を売却し、安定運用に切り替えることから、当ファンドの目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

規制の変更

- ・法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性もあります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ・当ファンドが目標とする分配金額及び償還時（繰上償還時及び満期償還時）基準価額は、平成19年5月末現在の日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制（消費税等の料率を含む）及び会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正及び変更によっては、本書に表示されている通りにはならないことがあります。

その他

- ・当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- ・当ファンドが繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（繰上償還判定日）は、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日（休日の場合は翌営業日）の各一日だけです。したがって、当該判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。
- ・信託期間中の基準価額は日経平均株価の変化を償還時と同じように反映するものではありません。
- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り

替えることがあります。

- ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券の一部を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。また、前述した償還時の基準価額の計算方法が適用されないことがあります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

(2) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

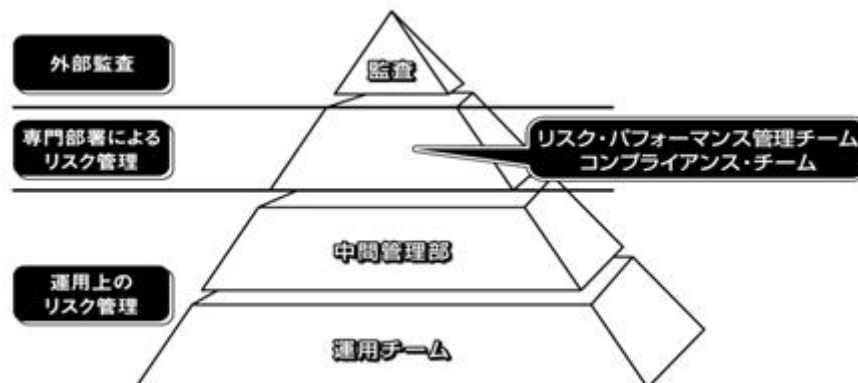
- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。

(3) リスク管理体制

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（投資顧問会社）のリスク管理体制

親会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーのリスク管理ツール及びリスク管理プロセスに準じます。

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



- ・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコルアセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（委託会社）のリスク管理体制

クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- () ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- () 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- () 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- () コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

当ファンドのリスク管理体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込口数に1口当たり157.50円（税抜150円）を上限として販売会社が定める額を乗じて得た金額となります。

申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額は、申込金額（10,000円×申込口数）の中に含まれております。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.caam.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、当該換金時（途中解約時）には、基準価額から0.5%の信託財産留保額 が差引かれます。

途中解約に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、当ファンド自体に留保されます。

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		方法	
設定時	信託報酬の総額	信託財産の当初設定時元本総額に対し、1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額	当ファンド設定日の受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。	
	信託報酬の配分	委託会社		0.7875% （税抜0.75%）
		《委託会社報酬の内 投資顧問会社分*》		《税抜0.225%以内》
		販売会社		0.756% （税抜0.72%）
	受託会社	0.0315% （税抜0.03%）		

*日本国外においてかかる費用（信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬等）に関しては、消費税が課されません。

(4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします（上限75万円（1回当

たり、税込)(本書提出日現在)。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成21年10月末日現在の税法に基づきます）。

個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

¹ 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります（平成22年1月1日以降）。

法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客様の投資元本（1口につき10,000円をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成21年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	6,772,125,870	92.64
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		537,881,994	7.35
合計（純資産総額）		7,310,007,864	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額		評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	帳簿価額 (円)					
1	イギリス	社債券	DEUTSCHE BANK 日経225 リンク債	11,523,100,000	96.35	11,102,506,850	58.77	6,772,125,870	(注2)	2012/08/28	92.64

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注2）利率は、分配金判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較してマイナス20%以内の下落の場合には2.11%となります。マイナス20%を超えて下落した場合には0.29%となります。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	92.64
合計		92.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末(平成20年 3月 6日)	9,632,281,318	9,877,399,318	7,859	8,059
第2計算期間末(平成20年 9月 8日)	9,293,803,985	9,537,241,985	7,635	7,835
第3計算期間末(平成21年 3月 6日)	5,786,928,519	5,810,921,319	4,824	4,844
第4計算期間末(平成21年 9月 7日)	7,661,381,627	7,684,673,627	6,579	6,599
平成20年10月末日	6,680,951,331	-	5,503	-
11月末日	6,190,883,469	-	5,107	-
12月末日	6,547,681,779	-	5,422	-
平成21年 1月末日	6,260,174,464	-	5,203	-
2月末日	5,833,793,244	-	4,863	-
3月末日	6,409,279,751	-	5,352	-
4月末日	6,601,627,205	-	5,532	-
5月末日	7,290,924,269	-	6,125	-
6月末日	7,471,611,477	-	6,359	-
7月末日	7,712,618,159	-	6,572	-
8月末日	7,954,865,396	-	6,831	-
9月末日	7,574,211,445	-	6,529	-

10月末日	7,310,007,864	-	6,344	-
-------	---------------	---	-------	---

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	200.0000
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日	200.0000
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日	20.0000
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日	20.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	19.4
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日	0.3
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日	36.6
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日	36.8

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間未分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間未分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間未分配落基準価額）× 100

ただし、第1計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間未分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年9月10日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社によって、募集期間中(平成19年8月13日（月）から平成19年9月7日（金））の各営業日に募集が行われました。

2【換金（解約）手続等】

1) 途中解約 の受付

途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 受益者は、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの期間について、毎月20日を解約申込日として、委託者に1口単位をもって途中解約の申込をすることができます。

ただし、解約申込日は、当該日が東京証券取引所の営業日かつパリの銀行営業日であることとします（いずれか休業日・祝休日の場合には該当しません）。そうでない場合には、その条件の該当する翌営業日とします。

なお、繰上償還判定日において繰上償還が決定した場合、繰上償還決定後の途中解約の申込は、原則として受付けないものとし、前月の解約申込日の翌日以降当該判定日までに販売会社において受付けた解約申込は受付取消とし、繰上償還するものとします。

- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、次の特別な事由による場合に限り、毎営業日を解約申込日として、途中解約（特別解約）の申込をすることができます。

- ・ 受益者が死亡したとき
- ・ 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- ・ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・ その他 ． から ． に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

- (c) 受益者が途中解約の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が、前記(b)に規定する事由によりその申込をするときは、委託会社及び委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の申込の受付は、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの期間における月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時まで（半日営業日の場合には午前11時）とさせていただきます。午後3時（半日営業日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取り扱いとさせていただきます。

- (b) 販売会社は、解約申込日が東京証券取引所の休業日ならびにパリの銀行休業日と同一の場合においては、途中解約を受付けないものとします。

- (c) 解約価額は、解約申込日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じ

て得た信託財産留保額を差引いた額とします。

- (d) 解約代金は、解約申込日から起算して原則として7営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- (e) 解約価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、償還時基準価額の計算方法は適用されません。

3) 解約単位

1口単位とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は1口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

5) 途中解約の申込の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断で途中解約の申込の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の申込の受付を取消することができます。

*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

- (b) 途中解約の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の申込の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は

一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は平成19年9月10日から平成24年9月6日までとします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。

(4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年9月7日から翌年3月6日及び3月7日から9月6日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年3月6日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10万口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき
- ・ 次の場合においては、繰上償還の判定日から1ヵ月後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ・ 設定後約1年後から半年毎の繰上償還判定日における日経平均株価終値の水準が、予め定めた償還基準レベルを上回っている場合

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、前記 . の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ## 2) 信託約款の変更
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。

(e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位で途中解約の実行を請求する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約申込日から起算して、原則として7営業日目から受益者にお支払いします。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第3計算期間(平成20年9月9日から平成21年3月6日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に、また、第4計算期間(平成21年3月7日から平成21年9月7日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。ただし、第4計算期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3計算期間(平成20年9月9日から平成21年3月6日まで)及び第4計算期間(平成21年3月7日から平成21年9月7日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

CAリスク軽減型インカムファンド07-9

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3計算期間末 (平成21年 3月 6日)	第4計算期間末 (平成21年 9月 7日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	572,692,655	567,037,651
社債券	5,238,827,880	7,118,035,200
未収利息	784	776
流動資産合計	5,811,521,319	7,685,073,627
資産合計	5,811,521,319	7,685,073,627
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,992,800	23,292,000
その他未払費用	600,000	400,000
流動負債合計	24,592,800	23,692,000
負債合計	24,592,800	23,692,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,2 11,996,400,000	1,2 11,646,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 6,209,471,481	3 3,984,618,373
元本等合計	5,786,928,519	7,661,381,627
純資産合計	5,786,928,519	7,661,381,627
負債純資産合計	5,811,521,319	7,685,073,627

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3計算期間 (自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日)	第4計算期間 (自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日)
営業収益		
受取利息	36,012,798	34,171,652
有価証券売買等損益	3,425,306,690	2,082,828,410
営業収益合計	3,389,293,892	2,117,000,062
営業費用		
その他費用	950,724	697,784
営業費用合計	950,724	697,784
営業利益又は営業損失()	3,390,244,616	2,116,302,278
経常利益又は経常損失()	3,390,244,616	2,116,302,278
当期純利益又は当期純損失()	3,390,244,616	2,116,302,278
期首剰余金又は期首欠損金()	2,878,096,015	6,209,471,481
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,861,950	131,842,830
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,861,950	131,842,830
分配金	₁ 23,992,800	₁ 23,292,000
期末剰余金又は期末欠損金()	6,209,471,481	3,984,618,373

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3計算期間 (自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日)	第4計算期間 (自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。	社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成20年9月9日から平成21年3月6日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成21年3月7日から平成21年9月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3計算期間末 (平成21年 3月 6日)	第4計算期間末 (平成21年 9月 7日)
1 設定年月日	平成19年9月10日	平成19年9月10日
設定元本額	12,255,900,000円	12,255,900,000円
期首元本額	12,171,900,000円	11,996,400,000円
元本残存率	97.8%	95.0%
2 計算期間末日における受益権の総数	1,199,640口	1,164,600口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,209,471,481円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,984,618,373円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3計算期間 (自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日)		第4計算期間 (自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日)	
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が35,062,074円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益35,062,074円を分配対象収益として、うち23,992,800円を分配金額としております。		1 分配金の計算過程 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が33,473,868円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益33,473,868円を分配対象収益として、うち23,292,000円を分配金額としております。	
A 当ファンドの配当等収益	36,012,798円	A 当ファンドの配当等収益	34,171,652円
B 経費	950,724円	B 経費	697,784円
C 差引配当等収益額 (A - B)	35,062,074円	C 差引配当等収益額 (A - B)	33,473,868円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数	1,199,640口	D 当ファンドの当期末残存受益権口数	1,164,600口

E	当ファンドの期中平均残存 受益権口数	1,208,748口	E	当ファンドの期中平均残存 受益権口数	1,182,391口
F	分配可能額 (C × D / E)	34,797,878円	F	分配可能額 (C × D / E)	32,970,199円
G	1口当たり分配可能額 (F / D)	29円	G	1口当たり分配可能額 (F / D)	28円
H	1口当たり分配額	20円	H	1口当たり分配額	20円
I	分配額	23,992,800円	I	分配額	23,292,000円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3計算期間末 (平成21年 3月 6日)		第4計算期間末 (平成21年 9月 7日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	5,238,827,880	3,384,184,440	7,118,035,200	2,032,227,000
合計	5,238,827,880	3,384,184,440	7,118,035,200	2,032,227,000

(デリバティブ取引等に関する注記)

第3計算期間(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月6日)

該当事項はありません。

第4計算期間(自 平成21年3月7日 至 平成21年9月7日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3計算期間(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月6日)

該当事項はありません。

第4計算期間(自 平成21年3月7日 至 平成21年9月7日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第3計算期間末 (平成21年 3月 6日)	第4計算期間末 (平成21年 9月 7日)
1口当たり純資産額	4,824円	6,579円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	DEUTSCHE BANK 日経225 リンク債	11,646,000,000	7,118,035,200	
		小計	11,646,000,000	7,118,035,200	
		銘柄数 組入時価比率	1 92.9%	100.0%	
社債券 合計				7,118,035,200	

合計	7,118,035,200	
----	---------------	--

(注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成21年10月末日現

在

資産総額	7,310,123,987円
負債総額	116,123円
純資産総額（ - ）	7,310,007,864円
発行済口数	1,152,310口
1口当たり純資産額（ / ）	6,344円

第5【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	1,225,590		1,225,590
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日		8,400	1,217,190
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日		17,550	1,199,640
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日		35,040	1,164,600

(注1) 全て本邦内におけるものです。
(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	3億円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	43,200株

直近5年間における主な資本金の額の増減：

平成17年1月4日 減資による資本金の減少額	7億1,000万円
平成21年6月30日 増資による資本金の増加額	5億円
平成21年6月30日 減資による資本金の減少額	5億円

(2) 委託会社の機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を会長に、その他の取締役から代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を社長に任命することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 運用体制 >

() 運用委員会

< 各委員会、会議 >

アセット・アロケーション委員会（毎月）

決定事項：世界の主要マーケットにおける経済、金利、通貨、企業収益及び株式市場等の最新情報を検討し、いわゆるトップ・ダウン方式によりグローバル・アセット・アロケーションを決定します。

アセット・アロケーション・ミーティング（四半期毎）

決定事項：調査インプットを再検討し、次四半期のアジアのアセット・アロケーションを決定します。

戦略会議（毎月）

決定事項：マクロ経済・投資環境分析と個別セクター・市場動向の分析・予測をします。

銘柄選択会議(毎月)

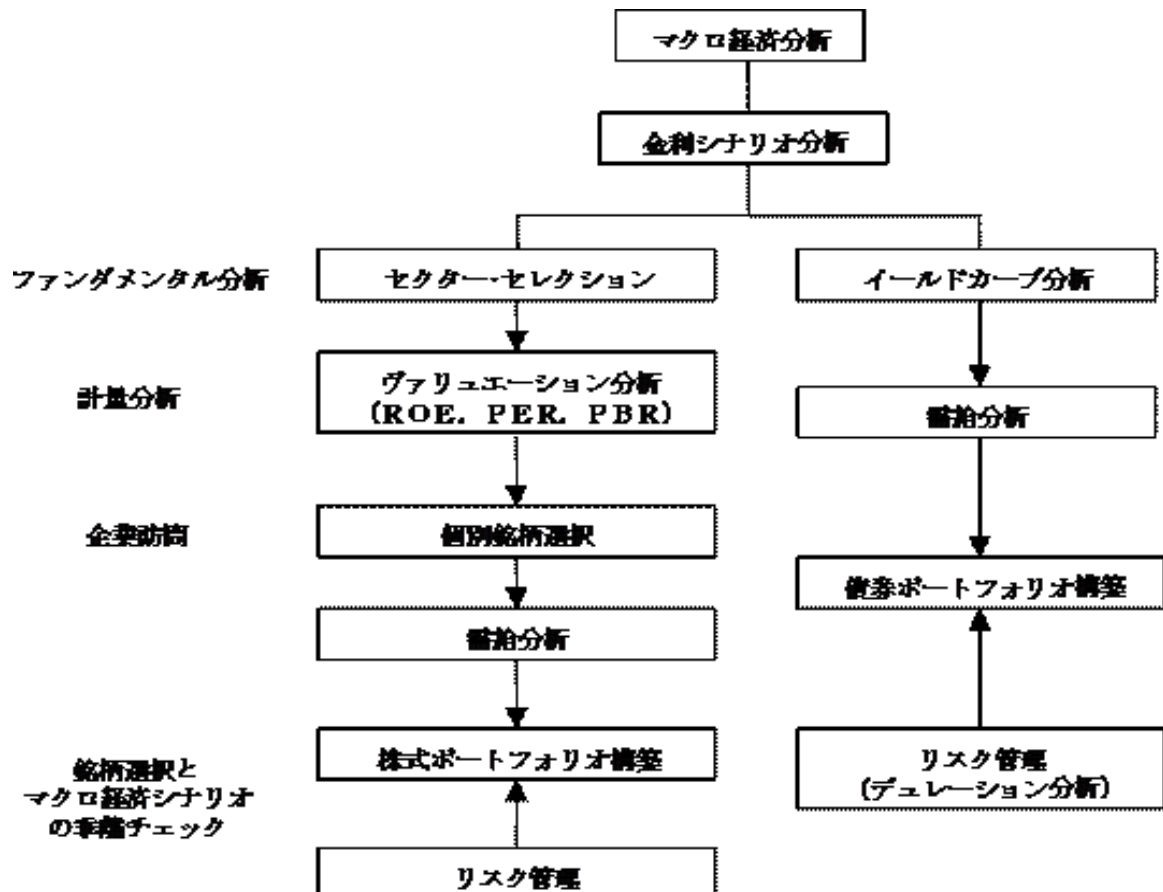
決定事項：投資対象リストを作成、更新します。

ウィークリー・ミーティング（毎週）

決定事項：直近の出来事や、前回の会議で予測不能であった事象などの投資環境への影響を討議します。討議の内容を各自ポートフォリオ調整に反映させ、組織としてのストラテジーの一貫性を維持します。

()意思決定プロセス

「グローバル・マクロ経済シナリオ」に基づき、以下の手順でポートフォリオの構築が行われます。



* <運用体制>は、委託会社が運用指図の権限を委託する投資顧問会社のものを含みません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	15	307,662
単位型株式投資信託	101	359,211
合計	116	666,873

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日)		第24期 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,743,280		626,501
関係会社短期貸付金		210,000		-
前払費用		699,402		661,779
未収入金		24,651		17,590
未収委託者報酬		704,752		390,561
未収収益	*1	113,206	*1	74,644
繰延税金資産		351,586		372,728
立替金	*1	82,744		29,494
未収還付法人税等		-		132,022
未収消費税等		10,061		45,403
その他		69		99
流動資産合計		3,939,756		2,350,826
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備（純額）	*2	40,757	*2	73,647
器具備品（純額）	*2	60,361	*2	94,832
リース資産（純額）		-	*2	4,732
有形固定資産合計		101,118		173,212
無形固定資産				
ソフトウェア		4,860		9,871
電話加入権		584		584
無形固定資産合計		5,445		10,455
投資その他の資産				
投資有価証券		203,003		19,036
長期差入保証金		326,979		248,007
長期前払費用		3,095		2,142
関係会社株式		10,000		10,000
繰延税金資産		784,770		586,032
投資その他の資産合計		1,327,848		865,218
固定資産合計		1,434,412		1,048,887
資産合計		5,374,169		3,399,713
負債の部				
流動負債				
リース債務		-		979
預り金	*1	65,585		23,335
未払金	*1	583,202		244,327
未払手数料		409,247		196,354
その他未払金		173,955		47,972
未払費用		422,960		214,655
未払配当金	*1	445,370		-

未払法人税等	53,126	14,049
前受収益	2,550,772	2,482,840
賞与引当金	70,726	31,450
役員賞与引当金	15,525	5,550
流動負債合計	4,207,270	3,017,187
固定負債		
リース債務	-	3,753
退職給付引当金	28,616	38,734
固定負債合計	28,616	42,488
負債合計	4,235,887	3,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	395,012
資本剰余金合計	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金	446,944	352,446
繰越利益剰余金	446,944	352,446
利益剰余金合計	446,944	352,446
株主資本合計	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,675	2,528
評価・換算差額等合計	3,675	2,528
純資産合計	1,138,281	340,037
負債純資産合計	5,374,169	3,399,713

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,825,272	5,212,553
投資顧問料	*1 206,412	-
運用受託報酬	-	39,280
その他営業収益	*1 425,835	322,292
営業収益合計	9,457,520	5,574,127
営業費用		
支払手数料	4,974,756	2,898,032
広告宣伝費	284,112	207,568
調査費	697,315	459,384
調査費	106,581	56,841
委託調査費	*1 590,734	402,543
委託計算費	70,676	67,429
営業雑経費	700,370	526,385
通信費	*1 388,521	291,586
保険料	4,053	5,458
印刷費	300,621	222,420
諸会費	7,174	6,919
営業費用合計	6,727,231	4,158,801
一般管理費		
給料	1,221,755	1,275,547
役員報酬	130,052	162,190
給料・手当	845,497	971,558
役員賞与	65,653	41,389
賞与	180,553	100,408
福利厚生費	205,586	191,728
退職給付費用	77,028	75,106
交際費	16,889	9,914
旅費交通費	53,888	39,269
不動産賃借料	130,246	215,350
修繕費	41,734	12,617
固定資産減価償却費	17,212	37,874
消耗器具備品費	39,895	49,031
専門家報酬	68,411	32,554
諸経費	85,338	52,741
一般管理費合計	1,957,988	1,991,735
営業利益又は営業損失()	772,300	576,409
営業外収益		
受取利息	*1 1,902	*1 1,700
雑収入	4,541	4,937
営業外収益合計	6,444	6,637

営業外費用			
支払利息		26	-
為替差損		2,891	3,362
投資有価証券売却損		-	8,152
営業外費用合計		2,917	11,514
経常利益又は経常損失()		775,827	581,286
特別損失			
固定資産除却損	*2	58,100	1,062
違約金損失		-	*2 27,867
特別損失合計		58,100	28,929
税引前当期純利益			
又は税引前当期純損失()		717,726	610,215
法人税、住民税及び事業税		254,739	272
法人税等追徴税額		-	12,092
法人税等調整額		65,528	176,809
法人税等合計		320,268	189,174
当期純利益又は当期純損失()		397,458	799,390

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
利益剰余金合計		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
株主資本合計		
前期末残高	1,189,869	1,141,957
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390

当期末残高	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
評価・換算差額等合計		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
純資産合計		
前期末残高	1,189,993	1,138,281
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失()	397,458	799,390
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	51,711	798,243
当期末残高	1,138,281	340,037

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 同左</p>
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>

4. リース取引の処理方法	<p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>

<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>
---	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">79,980千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">15,756千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">211,701千円</td> </tr> <tr> <td>未払配当金</td> <td style="text-align: right;">445,370千円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">13,301千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">1,405千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">23,931千円</td> </tr> </table>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">53,765千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">13,594千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,053千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">163千円</td> </tr> </table>	未収収益	53,765千円	建物付属設備	13,594千円	器具備品	38,053千円	リース資産	163千円
未収収益	79,980千円																						
立替金	15,756千円																						
未払金	211,701千円																						
未払配当金	445,370千円																						
預り金	13,301千円																						
建物付属設備	1,405千円																						
器具備品	23,931千円																						
未収収益	53,765千円																						
建物付属設備	13,594千円																						
器具備品	38,053千円																						
リース資産	163千円																						

(損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業収益</p> <p>投資顧問料 131,735千円</p> <p>その他営業収益 274,173千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 132,968千円</p> <p> 通信費 243,487千円</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,642千円</p> <p>*2 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。</p>	<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,671千円</p> <p>*2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 剰余金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 剰余金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	5,050千円
合計	6,428千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	459千円
減価償却相当額	459千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,377千円
減価償却相当額	1,377千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

第23期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	6,196
合計		209,200	203,003	6,196

(注) 有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合計		23,300	19,036	4,263

(注) 有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
198,047	1,287	9,440

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	69,569	88,423
(2) 年金資産(千円)	37,504	46,732
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	32,064	41,690
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	3,447	2,955
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	28,616	38,734
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	28,616	38,734

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	77,028	75,106
(1) 勤務費用(千円)	*1	*1
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	40,513	62,024
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	492	492
	36,023	12,590

(注) *1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益 1,037,909	前受収益 1,010,267
その他 98,448	繰越欠損金 173,408
繰延税金資産小計 1,136,357 -	その他 64,458
評価性引当額	繰延税金資産小計 1,248,135
繰延税金資産合計 1,136,357	評価性引当額 289,373
	繰延税金資産合計 958,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費	0.7%
役員賞与	4.2%
その他	1.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有直接 100%	兼任 1名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当金	445,370

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有直接 100%	兼任 2名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金(注)1	12,045

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー(非上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	49,063円87銭	1株当たり純資産額	14,656円80銭
1株当たり当期純利益	17,131円83銭	1株当たり当期純損失	34,456円47銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	397,458千円	損益計算書上の当期純損失	799,390千円
普通株式に係る当期純利益	397,458千円	普通株式に係る当期純損失	799,390千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	<p>(重要な新株の発行及び資本金の減少) 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。</p> <p>(1)募集等の方法 株主割当による新株の募集。</p> <p>(2)発行する株式の種類及び数 普通株20千株</p> <p>(3)発行価格 1株につき50千円</p> <p>(4)発行価額 1,000,000千円</p> <p>(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(7)申込期日 平成21年4月16日</p> <p>(8)払込期日 平成21年5月19日</p> <p>(9)資金の用途 財務状態の強化。</p>

	<p>ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。</p> <p>(1)資本金の減少の目的 資本金の金額を維持するため。</p> <p>(2)資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。</p> <p>(3)減少する資本金の額 500,000千円</p> <p>(4)減資の日程 取締役会決議日 平成21年4月16日 債権者異議申述公告日 平成21年4月24日 債権者異議申述最終期日 平成21年5月24日 効力発生日 平成21年6月30日</p>
--	--

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 静銀ティーエム証券株式会社
- ・資本金の額 3,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
- ・資本金の額 78,077,120ユーロ（10,238百万円@131.13円 平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、ストラクチャード商品をはじめ、オルタナティブ商品等にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付で、アムンディ インベストメント・ソリューションズに名称変更する予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当該計算期間開始から本有価証券報告書提出日までの間に、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成21年6月3日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月21日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成21年3月7日から平成21年9月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成21年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年4月15日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成20年9月9日から平成21年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成21年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)